

D P C 導入の影響評価に関する調査業務

(データ提出加算に係る必須項目のみを対象とする)

業務項目	項目の具体的内容	内容の説明	備考
(1) D P C 基礎調査	<p>ア Eファイル、Fファイルの作成業務に関すること (入院分および外来分)</p> <p>イ 様式1の作成業務(入力業務)に関すること</p> <p>ウ 様式4の作成業務に関すること</p> <p>エ 提出データに関する追加調査業務に関すること</p> <p>オ データファイルの作成に関すること</p> <p>カ データ作成に関する疑義・照会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院医療費調査処理業務から診療明細情報(Eファイル)および行為明細情報(Fファイル)のデータファイルを作成する。 診断群分類に基づいて最適な医療資源投下を行った傷病名の確定を行い、併せて、データ提出加算に必要な診療情報や手術情報等を入力し、データファイルを作成する。 E、Fファイルと同様の手順で作成する。 前号ア～ウの各調査結果に関する追加の整合性調査を行い、指摘されたデータの整合性等の確認調査後、追加・訂正等のデータ修正を行ったのちデータファイルを作成する。 データファイルは全て匿名化処理を行うこと。 不明な点、データに関する疑義等は発注者経由で厚生労働省への照会を行う。 	<p>厚生労働省による「D P C 導入の影響評価に係る調査」実施説明資料に沿って作成すること</p> <p>年4回</p>
(2) D P C 関連会議出席	適切なコーディングに関する委員会への出席	<ul style="list-style-type: none"> D P C に関する作業の状況報告、協議、提案を行うこと。 	意見交換・提案等
(3) その他 D P C 業務	<p>ア 院内職員への対応に関すること</p> <p>イ その他 D P C に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式1の作成に伴う入力漏れを確認し、該当する医師や看護師へ入力の依頼をすること。 医師への入力内容に関する指導・支援を行うこと。 発注者は、緊急に協議が必要な場合は随時受注者と協議を行い、適切な処理を行うものとする。 	